

令和5年度 第3回 事業評価監視委員会 再評価審議案件一覧

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由	特に重点的な審議を要する案件					備考							
					⑤の理由						重点の理由						
					(a)	(b)	(c)	(d)	(e)								
道路	1 中部横断自動車道(富沢～六郷)	H17	R1	⑤ 事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため	一括												
	2 一般国道298号 東京外かく環状道路(千葉県区間)	S45	R1	⑤ 事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため	一括												
	3 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)	H20	R2	⑤ 事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○									土質改良の追加など、関係機関協議や条件変更等による事業費増のため
	4 一般国道51号 北千葉拡幅	S46	R2	⑤ 事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○									調整池の追加など、関係機関協議や条件変更等による事業費増のため
	5 一般国道20号 新山梨環状道路(広瀬～桜井)	H28	H30	④	重点				○								機能補償道路の見直しなど、関係機関協議や条件変更等による事業費増及び事業期間延伸のため
公園	6 国営昭和記念公園	S54	R2	⑤ 事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○									昭島口再整備等による事業費増及び事業期間延伸のため

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 便益が顕著に減少する事業
- (c) 事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) その他の要因

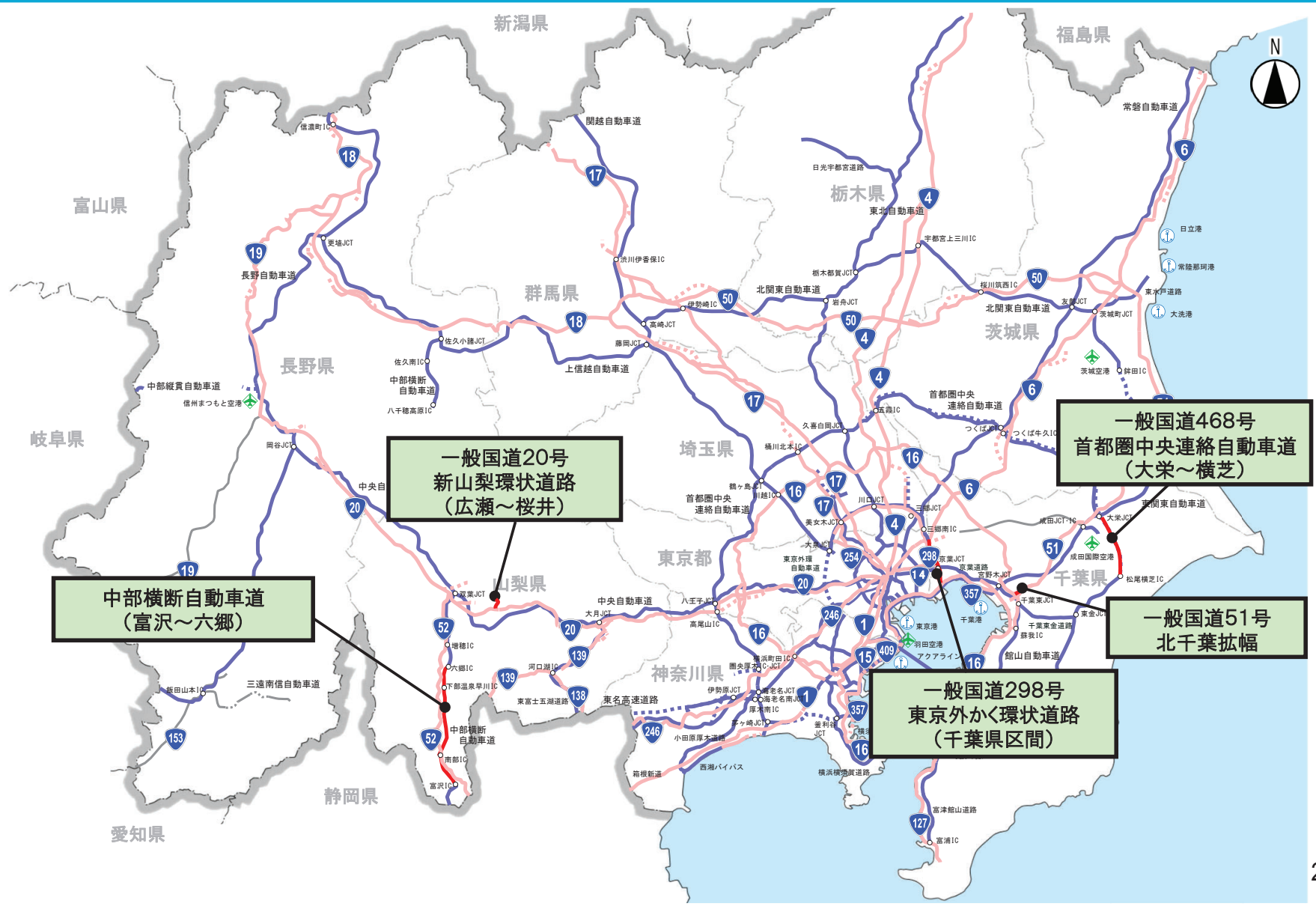
審議件数(再評価) 6件

事後評価審議案件一覧

事業区分	事業名	完了年度	事後評価の理由	備考
営繕	1 栃木地方合同庁舎	R2	事業完了後一定期間が経過したため	
	2 京橋税務署	R2	事業完了後一定期間が経過したため	

審議件数(事後評価): 2件

道路事業位置図 - 令和5年度 第3回事業評価監視委員会 -



中部横断自動車道
(富沢～六郷)

一般国道20号
新山梨環状道路
(広瀬～桜井)

一般国道468号
首都圏中央連絡自動車道
(大栄～横芝)

一般国道51号
北千葉拡幅

一般国道298号
東京外かく環状道路
(千葉県区間)

公園事業位置図 - 令和5年度 第3回事業評価監視委員会 -

